

見逃しません!

市税の滞納

— 滞納処分を強化しています —

問 税務課収納対策室納税係 (市役所1階①番窓口 ☎82-3147)

税金は、私たちが安心して快適な生活を送るために重要な教育・福祉・公共施設の運営・ごみ処理・道路や公園の整備のほか、さまざまな公共事業や住民サービスに使われている非常に大切な財源です。税金を納めることは、国民の義務として、法律で定められています。

市税を滞納すると、住民サービスに支障をきたすほか、期間内に納付されている多くの方との公平性を欠くこととなります。また、期間内に納付していない方に送る督促状などの費用も皆さんが納付している市税から負担していますので、市税を納付しない方には、強制的に税を納めてもらうために滞納処分を行っています。

滞納処分とは

市が滞納者の財産を差押えることです。

滞納処分の対象になる財産例

- 預貯金
- 給与・報酬・年金
- 生命保険
- 国・道税還付金
- 不動産(土地・建物)
- 自動車
- 売掛金
- 出資金(信用金庫・農業協同組合・漁業協同組合) など



令和元年度 滞納処分実績

件数 258件

滞納処分による徴収額

17,791千円

滞納処分の流れ

滞納処分は、次の手順で行います。

① 督促

納期限経過後20日以内に「督促状」を送付します。

② 催告

督促状発送後も納付がないときは、再度自主納付を促すため、文書などで催告を行います。

③ 財産調査

金融機関・勤務先・取引先などに対し、調査を行います。

④ 滞納処分（差押え）

再三の催告に応じず、納付や相談、連絡がない場合は、財産の差押えを行います。

自宅に立ち入って、差押え物品の捜索を行う場合もあります。

⑤ 公売・換価（現金化）

保険などは解約、不動産や自動車などは公売することで現金化します。

⑥ 税金に充当

換価した現金を滞納分の税金に充当します。

滞納処分は、滞納している税金がなくなるまで行います。

滞納処分になる前に

市役所に相談を

納期限を過ぎ、督促状発送後も市税を滞納している方には、催告文書を送付します。催告文書が届いた際は、至急納付してください。もし、納付できない場合には、すぐに市役所に相談してください。開庁時間内に相談ができない方のために、夜間相談窓口も開設しています。詳しい日時は、毎月の広報だての「行事・イベントひろば」をご覧ください。

納期限を過ぎても納付しない場合は、納付している方との公平性を保つため、納期限の翌日から納付するまでの日数に応じて延滞金が課せられ、本来納めるべき税額のほかに、この延滞金も納めていただくこととなります。

納め忘れのない「口座振替」を

ご利用ください

市では、口座振替での納付をお勧めしています。口座振替にすると、指定された口座から自動的に納付されるため、納め忘れがありません。

また、納付のたびに金融機関や市役所などに出向く必要もなくなりますので、便利で確実に納付ができます。この機会に、ぜひ口座振替をお申し込みください。



不動産の相続登記を

しましょう！

不動産の所有者が亡くなり、相続する場合、所有権の移転を行うために相続登記という手続きを行う必要があります。

相続登記を行わず放置すると、次のようなトラブルが発生する場合があります。

① 土地や建物の売却、担保提供などができない。

② 相続人が増えて複雑化することで、相続登記が困難になる。

これらを踏まえて、財産の所有を明らかにするためにも、不動産の所有者が亡くなられたときは、速やかに相続登記を行います。相続登記の手続きは、所在地を管轄する法務局で行うことができます。

登記手続きは、ご自身でも行うことができますが、専門家である司法書士に依頼することもできます。司法書士会や法務局では、電話相談も受け付けていますので、ぜひご利用ください。

